

# 台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件にみる日本の戦後補償問題

## － 戦後責任と平和憲法の原理からの考察 －

内 藤 光 博

### 目 次

1. 序 論
  - 1.1 日本の戦後補償問題
  - 1.2 日本の台湾支配と戦後補償問題
2. 事件の概要と判決の検討－援護法・恩給法の憲法問題
  - 2.1 訴訟の概要と経緯
  - 2.2 裁判の経緯と裁判所の判決
  - 2.3 判決の検討－援護法・恩給法の憲法問題
3. 戦後責任と平和憲法の原理
  - 3.1 戦後補償の前提としての戦争責任問題
  - 3.2 「戦後責任」論からのアプローチ
  - 3.3 戦後責任と平和憲法の原理
4. 結 論

### 1. 序 論

#### 1.1 日本の戦後補償問題

1990年代にはいり戦後補償問題が噴出してきている<sup>1)</sup>。論点は様々だが、旧植民地および占領地域の戦争被害者が、戦前の日本政府により被った被害について、日本政府を相手取っての補償請求である点では一致している。これを、訴訟の内容および論点から分類するとつぎのようになる。

(1) 日本軍の強制による性的慰安婦および虐殺や残虐行為による被害者からの賠償要求、(2) 強制連行や徴用により残虐行為をうけた被害者による日本政府および民間企業を相手取っての賠償要求、(3) サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱させられた朝鮮半島および台湾出身の元軍人・軍属からの補償要求、(4) 旧植民地出身でB C級戦犯に処された人々からの補償要求、(5) 軍事郵便貯金の払い戻しおよび軍票に対する補償要求、(6) 旧連合軍の元捕虜や民間抑留者からの補償要求、などである。

わが国が戦後50年にわたり補償に目をつむってきたこと背景には、つぎのような事情があるものと思われる。第一に戦争責任が不明確なままにされたことである。よく知られているように、戦後の東西冷戦構造のはじまりとともに、アメリカによる対日占領政策が転換され、昭和天皇の戦争責任が問われることなく、それとともに多くの戦前の支配層の責任も免責され、権力が温存されたことである。第二に1952年4月28日発効のサンフランシスコ講和条約が、日本政府の国家賠償を免責したことである。同条約14条a項は、「日本は、戦争中に生じさせた損害、苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきことが承認される」とし、日本に戦時賠償の義務が課された。ところが同時に同条は、日本が「存立可能な経済を維持」するためには、「日本の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないこと」をも承認し、連合国は「すべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及び日本国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の請求権」を放棄した（同条b項）。こうして日本は、連合国に対する戦時賠償のほとんどを免れることになった。また当時日本政府は、この条項に基づき賠償を放棄しなかったフィリピンとベトナムとは賠償協定を結び、賠償金を支払ったが、講和条約締結の当事国とならなかった他のアジア諸国に対しては、賠償請求の放棄を条件に、生産物・役務の供与や経済・技術協力ないし円借款など経済協力による解決方法を採用、「国家間の賠償問題は解決済み」とした。

以上のような事情により、日本政府は国家間レベルでの戦時賠償を免れることができたが、戦争で被害を受けた個々の被害者に対する補償についてはいまだ決着はつけられていない。1990年以降、日本がこれまで忘れてきた過去の戦争加害行為について告発の嵐が襲いかかってきた背景には、1989年の東西冷戦構造の終結や昭和天皇の死去により、これまで、わが国が戦後補償を免れてきた国際政治的条件と、戦争責任の追及の壁となってきた昭和天皇の存在という国内状況とが除去されたことがあると思う<sup>2)</sup>。こうした諸状況の変化のなかで、戦争被害に対する補償請求という形で、癒えることのない戦争被害を受けたアジア諸国の人々が、戦後50年以上にわたり曖昧なままにされてきた日本の戦争責任を厳しく問うてきているものと思われるのである。

しかしそこには、さまざまなか国の法制上の壁が立ちはだかっている。わが国の戦争に関わる補償立法のほとんどには、「国籍条項」がもうけられており、補償金の受給資格を日本国籍の保有者に限っている。また民法では、時効と除籍期間をもうけ、20年を経過すれば賠償請求が消滅するとされ、さらに戦後制定された国家賠償法にも遡及効を認めないという法技術的困難さが横たわっている。さらに個人請求権を認めていない現在の国際法上の法理も障壁となっている。そして何よりもすべての戦争被害者に補償を認める「戦後補償立法」が存在しないことにより、賠償請求への道が閉ざされているのである。

そこで本稿で筆者は、わが国に問われている戦後補償問題を、台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件を素材として、憲法論的視点からその解決の糸口を模索してみたいと思う。

## 1.2 日本の台湾支配と戦後補償問題

1895年4月17日、日清戦争の勝利により、日本は台湾と澎湖諸島を割譲した。この時より日本の台湾支配（領台）50年の幕が切って落とされた<sup>3)</sup>。これに対し台湾では、台湾民主国を樹立し、上陸してきた日本軍に対し、台湾義勇軍が徹底抗戦を開始した。しかし、植民地支配の拠点とされた台湾総督府（初代総督は海軍大将・樺山資紀）が同年6月17日に開庁され、総督府は11月18日には台湾全島を平定したと発表した。当初の製糖資本の拡大と土地の収奪などを皮切りに、次第に、日本の植民地主義は台湾住民の労働と財産の搾取に奔走していった。台湾総督は、1919年まで武官専任制度がとられ、陸海軍の将官（とりわけ陸軍）がその地位に着いた（1920年代に入り文官総督制に移行）。台湾総督には、1896年に施行された「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（明治29年法律第63号、通称「六三法」）により、法律と同じ効力を持つ命令（律令）の発布権が与えられるとともに、行政・司法にも専断的な権限が与えられることとなった。これにより帝国議会の「協賛」をも経ることなく総督に立法権限があたえられることにより、日本の植民地支配は、曲がりなりにも存した立憲政治を著しくゆがめることとなった。

こうした総督の専制による日本の植民地支配に対し、林献堂を中心とする台湾議會設置運動（1921年）など、民主化要求および民族的・抗日的運動が展開されるが、日本政府は徹底した弾圧をはかった。有名な弾圧事件として1930年の霧社蜂起事件があげられる。この事件では、日本による隷従と苦役を課され、収奪を余儀なくしていた台湾山岳地帯の先住民が、地域の日本人を皆殺しにした。これに対して日本軍はこの事件の鎮圧に際して、毒ガスを使用したり人体実験を行ったといわれている<sup>4)</sup>。

1931年の満州事変、1937年の日華事変がおきるにいたり、次第に皇民化政策が徹底されるようになる。さらに日本軍の「南進」（東南アジア地域への侵略）が始まると、台湾が「南進基地」と位置づけられるに至った。「一視同仁」（親疎の別なく一様に仁愛を施す、つまり日本人も台湾人も差別なく平等であるという意）のスローガンのもと、皇民化政策が日本の台湾支配の開始とともに推し進められてきたが、そうしたスローガンにもとづく諸政策は、植民地的収奪および侵略戦争遂行の目的に添った台湾人動員のためのイデオロギー的支配装置であったといえる<sup>5)</sup>。それはおもに学校教育を利用しつつ、皇国教育の徹底、神社の参拝、日本語の常用、日本名への改名などにより、推進された。

このような皇民化政策の中で、次第に戦局が不利になった日本政府は、高砂義勇軍の南方戦

線への投入、陸海軍の特別志願兵制度、果ては徴兵制を布いて、台湾人住民を日本兵として徴用していった。この結果、光復（日本の敗戦による台湾の独立）までに、台湾住民のうち20万7,183人が軍人・軍属として軍務につき、3万306人が戦死（うち2万7,800人を靖国神社に合祀）したほか、多数の戦傷病者を出したとされる。また、日本の敗戦後のBC級戦犯裁判では173人が有罪となり、うち26人が死刑となっている。

## 2. 事件の概要と判決の検討 - 援護法・恩給法の憲法問題

### 2.1 訴訟の概要と経緯

以上のような台湾の戦争被害から32年後の1977年8月、太平洋戦争にかりだされ戦死傷した鄧盛さんら台湾人元日本兵・軍属およびその遺族13人が、日本政府に対し戦死傷者1名に対し500万円の補償（損害賠償）を求め、東京地方裁判所に提訴した。その理由は、日本人の軍人・軍属の戦死傷者およびその遺族には「恩赦法」および「戦傷病者戦没者遺族援護法」（以下、援護法）により補償がなされているにもかかわらず、日本兵および軍属として戦死傷し、戦後日本国籍を喪失した原告らについては何ら補償がされていないのは、法の下での平等を定める日本国憲法14条に違反するものであることなどであった。

原告らが損害賠償請求に至った経緯は、つぎのようなものである。

台湾の住民は、1952年の「日本国と中華民国との間の平和条約」（日華平和条約）により日本国籍を喪失したが、元日本軍人・軍属であった戦死傷者の補償については、この条約の第3条で対日請求権の問題として、日華両国の政府間で特別取決めが締結されることとされていた。しかし、この取決めは締結されるにいたらず、1972年に「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（日中共同声明）が発せられ、日本政府は中華人民共和国を中国を代表する唯一の合法政府として認めたことから、「日華平和条約は、その意義を喪失し、終了した」（当時の大平外務大臣の記者会見）とされたため、外交ルートでの日台間の請求権問題を処理することは不可能となった。

その後1974年にインドネシアのモロタイ島で、高砂族出身の元日本兵・李光輝さんが発見救出された。その際、日本政府から支払われた補償は、未払いの給与3万8千円と帰還手当3万円の合計6万8千円にすぎず、内外から強い批判が浴びせられた。これを機に、補償問題がクローズアップされ、翌75年には日本では「台湾人元兵士の補償問題を考える会」が発足した。さらに戦争で重傷を負った鄧盛さんが同年4月に日本の厚生省に書簡を送り、戦傷証明書の発行を求めるとともに、本格的な補償要求運動を開始した。これに対し、日本の厚生省は、同年9月に鄧盛さんに戦傷証明書を発行したが、補償は拒否した。

## 2.2 裁判の経緯と裁判所の判決

こうして、鄧盛さんら戦死傷を受けた台湾人元日本兵らを原告とする戦死傷補償請求訴訟が始まった。原告らの主張は、つぎのようなものであった。

- ①日本政府は、軍人という危険な立場の特殊性または軍属という国との雇傭契約上の安全配慮義務に代替代償するものとして損失補償をすべきであること。
- ②原告らは、国の行為ないし活動により特別の犠牲ないし被害を被った者であるから、日本国憲法29条3項、13条に基づき国家補償をすべきであること。
- ③援護法および恩給法は、国籍条項により、日本国籍を有しない者には適用されないことは、憲法14条の法の下での平等に違反すること。

これに対し、1982年2月、第1審の東京地方裁判所はつぎのように判示して、原告らの主張を退けた<sup>6)</sup>。①軍人・軍属の戦死傷は一種の戦争損害であり、どの範囲・程度の補償をするかは立法政策の問題であること、②原告らの戦死傷の時期は日本国憲法施行前であるから憲法の適用をみないこと、③恩給法・援護法は、戦傷者および遺族の生活援助の側面を有するが、これはそれぞれの国家の責任においてなされるものであり、また、これら制度はわが国の国民の税負担に依存するものであるので、その適用を日本国民に限定することは合理的な差別であること。④原告らの事情を考えると「同情を禁じえない」とはしたものの、こうした補償問題は、その性質上、国の国際的外交処理ないし立法政策の問題である。

そこで原告らは、第2審の東京高裁に、上記請求補償のほか、予備的請求原因として日本の国会が原告らに対する補償立法をしないことの違法性の確認（立法不作為に基づく違憲確認）をもあわせもつめ、控訴した。1985年8月、東京高裁は、基本的に第1審の判決および説示を支持し、請求を棄却したが、立法不作為の違憲確認訴訟についても、「補償立法の内容となるべき受給の範囲、支給金額、支給方法などが憲法上一義的に特定していること」という要件を欠き不適法であると判示した<sup>7)</sup>。ただし、判決では、「早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力することが、国政関与者に対する期待である」とする異例の付言がなされ、早期の立法的解決を促した。

原告らは、最高裁に上告したが、この間、1977年6月に結成された超党派の国会議員からなる「台湾人元日本兵士の補償問題を考える議員懇談会」による運動もあり、1987年には「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が、翌89年には「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」がそれぞれ制定され、戦死傷病者およびその遺族に対して一律200万円が支給された。しかし、これは「人道精神」に基づく「弔慰金」あるいは「見舞金」であって、原告らの求めている「補償金」ではなかった。

1992年4月、最高裁は、この訴訟につき最終的な判断を下した<sup>8)</sup>。最高裁は、「戦争犠牲な

いし戦争損害は、国の存亡に係わる非常事態の下では、国民の等しく受認しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきであり、右のような戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎない」とし、基本的に1審、2審の判決を支持し、原告の主張をことごとく退けた。ただし、園部逸夫裁判官は、台湾との外交関係がなくなったことにより日台間の補償交渉が不可能になったのであるから、援護法・恩給法の国籍条項により台湾人元兵士らが除外されていることは「法の下の平等の原則に反する差別となっていることは、率直に認めなければならない」としたが、「戦争賠償にかかわる事項は、国政の基本に触れる問題である」ので、補償請求権および補償立法の必要性および具体的救済手段については法的判断を示すことはできないとし、いわゆる「統治行為論」によりこれら補償問題については憲法判断を回避した。

### 2.3 判決の検討 — 援護法・恩給法の憲法問題

この訴訟では、前述のようにいくつかの憲法上の論点があるが、ここでは戦後補償の憲法論という視点から、とくに憲法14条1項の法の下での平等の視点から援護法・恩給法の憲法的評価と、立法不作為による違憲確認訴訟の可否に限定して論じたい<sup>9)</sup>。

まず、この訴訟で問題となった恩給法および援護法について検討する<sup>10)</sup>。

恩給法は、戦前の1923年4月14日法律第48号として制定された、公務員およびその遺族に恩給受給の権利を保障するための法律である。戦後、GHQは、1946年の勅令68号により、旧日本軍の解体と軍国主義の掃蕩のために、旧軍人及びその遺族に対して、傷病恩給の一部を除いて軍人恩給の支給を廃止した。サンフランシスコ講和により日本が主権を回復してから、日本遺族会を中心とする元軍人とその遺族たちが、恩給受給への復権を目指して運動を起こし、同法の改正により1952年8月1日に軍人恩給が復活されたのを皮切りに、ほとんど毎年受給対象者と適用範囲を拡張し、旧軍人および傷病戦死者およびその遺族に、ほぼ完全な形で軍人恩給が復活・支給されるまでになった。また、1971年の法律81号により、戦犯についても、その拘禁期間もすべて恩給支給対象期間に換算されるまでに至った。

しかし、同法9条1項3号では、「国籍を失いたるとき」に恩給受給の権利が消滅すると規定され、国籍の喪失を恩給受給権の消滅事由にしている（国籍条項）。したがって、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効とともに日本国籍を喪失たとされる台湾人・朝鮮人の元軍人・軍属は、恩給法の受給対象からはずれることになった。

つぎに援護法である。この法律は1952年4月30日法律第127号として制定され、「国家補償の精神」に基づき、軍人・軍属らが公務中に負傷・疾病・死亡した場合、彼らおよびその遺族を「援護」する目的を持つ。この場合の「援護」とは、障害年金、更正医療年金、遺族年金、弔

慰金の支給を意味する。この法律も、幾多の改正の結果、その適用範囲を拡大し、1953年には、戦争犯罪者とその拘禁中に死亡した場合にも、その遺族に遺族年金や弔慰金が支給されるに至った。

この援護法は、上記のように1952年4月30日に公布・施行されたが、4月1日に遡って適用されることになっていたため、サンフランシスコ講話条約が発効する4月28日に国籍を喪失した台湾人・朝鮮人の元軍人・軍属にも当然適用されるはずであった。しかし、同法付則第2項で「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない」と規定されている。ところが、植民地統治下の台湾および朝鮮半島には、それぞれ「戸口規則」および「朝鮮戸籍令」と呼ばれる日本本土とは異なる戸籍法が適用されていたのである。そのため、台湾人および朝鮮人元軍人・軍属は「戸籍法の適用を受けない者」ということになり、援護法の適用を受けないことになったのである。つまり援護法付則第2項は、巧妙にも「国籍」に代わる「戸籍」の有無により、台湾人・朝鮮人への補償を遮断したのである。

以上のような恩給法・援護法の構造と運用を前提にして考えた場合、本件についての一連の判決には、憲法上、つぎのような疑問がある。

第一に、判決では、この事件自体の問題性が戦後補償の一環として明確に位置づけられていない点である。このことは、原告らの補償請求権は、一般の戦争被害者と同一のものにとらえ、その戦死傷を「受認義務」の範囲内にとらえている点（第二審判決）に明瞭に表れている。援護法附則2項が、戸籍法の適用を受けない者に「当分の間」援護法の適用を認めないとしていることは、補償請求権を日台間の外交交渉による取り決めにゆだねることを前提としているのであり、日中国交回復により取り決めが決定的に不可能になった時点で、補償請求権を認める何らかの対応（補償立法の定立ないし援護法の改正）が必要であったと言えるのである。ゆえに、第二審から原告より出された立法不作為による違憲確認訴訟について、日中国交回復の時点で原告らの補償請求権を具体化する立法を定立するべき義務が日本の国会に生じたと考えべきであり、裁判所は、その不作為についての違憲確認を行うべきであったと言えよう<sup>14)</sup>。裁判所は、戦後補償の視点から審理を進めるべきであった。

第二に、恩給法・援護法という法規の性質からみた国籍条項の当否の問題である。恩給や戦傷病者への援護は、すべて過去の役務や仕事に対する報酬の一部ないし損害への補償として支払われるべき性質を有する金銭的対価というべきものである。したがって、「国籍」ないし「戸籍」の有無という形式的要件により、受給対象者に差異がもうけられるべき性質のものではない。過去の役務や損害という「事実」に基づいてのみ、支給の有無が決定されるべきものである。この点について参考となるのが、セネガル人元フランス兵による国連の規約人権委員会への申し立て事件である。フランス政府は1975年以降セネガル人元フランス兵の年金を凍結

した。元フランス兵らはこのようなフランス政府の取り扱い、国際人権規約B規約26条の平等条項に反するとして、B規約28条により設置されている規約人権委員会に救済を求めた。それに対し規約人権委員会は、年金支給の根拠を「過去においてなされた軍務」にあるとして、規約26条違反を認めた<sup>12)</sup>。このように考えると、援護法付則第2項について、「理由のない国籍による差別として」、日本国憲法14条の法の下での平等に違反するとともに<sup>13)</sup>、「本来補償受給に該当するものが正当な権利として受け取るべき補償の権利を適正手続きによらずに奪われた点」から、法の適正手続きの保障を規定している日本国憲法31条にも違反するといわねばならないであろう<sup>14)</sup>。このことは、恩給法9条1項3号にもそのままあてはまるものと思われる。

### 3. 戦後責任と平和憲法の原理

#### 3.1 戦後補償の前提としての戦争責任問題

以上の台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件は、戦後補償の欠落、および対中国（対台湾）外交の大転換のなかで起こった事件であった。この事件に対するわが国の裁判所が下した判決の趣旨からも読みとれるように、決定的に欠落している視点は、わが国の戦争責任という点である。

私見によれば、わが国の戦争責任の希薄さと曖昧さは、東京裁判での戦争犯罪者の処罰と昭和天皇の戦争責任の免責、経済援助という名目での戦時賠償のあり方、および冷戦構造の下での戦後補償のサボタージュによるものと思われる。

先にも述べたように、戦後補償という言葉が登場したのは、つい最近（1990年代）になってのことである。われわれの意識のなかには漠然たる過去の罪に対する悔悟の念はあっても、植民地支配および戦争によりアジアの人々に与えた物理的および精神的被害に対する謝罪および補償に関する議論はこれまで真剣になされたことはなかった。

また、サンフランシスコ講和条約が発効した後に制定された援護法に代表される現在までの戦後補償立法のほとんどが、国籍条項をもうけており、旧植民地出身者を排除し、日本人のみを戦後補償の対象としてきた。こうした戦後補償立法のあり方は、日本人のみが被害者であるという歪んだ歴史認識を醸成し定着させたとも考えられよう<sup>15)</sup>。

さらに戦後憲法学も、平和主義の視点から、非戦非武装の原理や平和的生存権の理論的探求および平和運動への寄与という点で、大きな成果をもたらしたものの、戦後補償に対する自覚的な取り組みはなおざりにしてきたといわざるをえない。

多岐にわたる戦後補償問題の解決のためには、その前提として、15年戦争に対する戦争責任についての真相の究明が必要とされる。そのためには、戦争責任の自覚と被害への謝罪を単なる物質的（金銭的）解決に矮小化させないことが大切であり、具体的に次の二つのことがなさ



れなければならないと考える。

#### (1) わが国の植民地支配に対する責任と戦争責任の明確化

戦後補償問題は、戦争責任に対する歴史認識の再確認を求めているとともに、それを引き起こしたわが国の対外拡張主義（植民地支配）に対する責任の認識をも求めているものと思われる。植民地支配と戦争とは一体のものとしてとらえられなければならない。憲法学においても、戦前の植民地支配に関する法制の運用と実務の解明、憲法学者の関わりおよび理論の批判的研究が求められているように思う。

#### (2) 後世のための平和教育

とりわけ歴史教育および憲法教育のなかで、過去の植民地支配に対する日本の責任および戦争責任が強調されることが必要とされる。

### 3.2 「戦後責任」論からのアプローチ

近年、わが国では「戦争責任」に関する議論とともに、「戦後責任」という新たな概念で戦後補償問題をとらえようとする議論が起きている。この考え方によれば、「戦争責任」が「戦争指導者への断罪の論理として刑事裁判的な、一回限りの決着の機能を果たしたのに対し、これによってカバーできなかったアジアの被害者の原状回復を重視し、日本とアジアとの関係を見つめ直そうとする視点から生まれたのが、戦後責任という言葉である<sup>10)</sup>」という。

現在わが国の人口の過半数は戦後生まれた「戦争を知らない世代」である。だとすれば、こうした戦後世代が直接的に関わらないが、曖昧なままにされてきた戦争責任と戦後補償の問題、つまり過去の植民地支配と侵略戦争に対する「謝罪」と「償い」の問題は、こうした「戦後責任」という視点から新たに捉え直されなければならないであろう。

私見によれば、さらにこうした「戦後責任」の視点から、戦後補償の憲法学的な考察が行なわれる必要があると思う。

その具体的なありかたは、前述の戦争責任の解明を前提として、第一に、戦後責任の視点からの平和憲法の読み直しと戦後補償の憲法的位置づけである。第二に、その具体的救済の方法が考案されねばならない。包括的な救済の仕組みがどうしても必要である。個別的な裁判的救済では多岐にわたる戦後補償問題のすべてを解決するには限界であろう。このためには、国家補償を基礎とする「戦後補償立法」が定立されねばならないであろう。

### 3.3 戦後責任と平和憲法の原理

本来、法というものは、過去の過ちや不都合を是正し、あるべき社会の未来像を提示しているものである。そうであるとするならば、憲法も歴史の所産として、歴史的脈絡のなかで捉え

られることが重要である。このことは一見明瞭であり、憲法学者は当然こうした視点に立って解釈を行なっている。しかし、その歴史的意味についての見方自体、歴史が進むなかで常に検証される必要がある。戦後五十年をへた今、次々にわが国の植民地支配および侵略戦争における反人道・反人権行為が明らかになるに従い、わが国の戦争責任の究明の不充分さと、戦後補償問題に対する憲法学の視点の欠落が明瞭になった。再度戦後憲法学のありかたをも含めて検証される必要があるとともに、戦後責任と戦後補償についての憲法学的再構成が必要となっている。私見によれば、この問題は、日本国憲法前文の規範的意味の解明から、解決すべきであると考えられる。

日本国憲法前文は「人類普遍の原理」としての民主主義および自由の価値、そして何よりも第9条とともに平和の達成に最大の価値をおく憲法史的意味を持っている。日本国憲法前文は、こうした普遍の意味とともに、特殊日本的な歴史的状況問題を克服し、理想とすべき未来像を提示しているものと考えられる。

このような視点から、つぎのような論理構成が可能であろう<sup>70</sup>。現行憲法（とくに前文）は、直接的にはポツダム宣言の趣旨にしたがって制定されている。戦後責任の視点からいえば、日本はカイロ宣言の内容を履行する義務を負うと同時に、戦争犯罪人の厳重処罰（戦争責任の追求）を受け入れたのである。カイロ宣言は、a) 日本の侵略行為によって獲得した領土についての現状回復、b) 朝鮮人民の奴隷状態からの開放をうたっており、具体的に植民地の現状回復と植民地の人々の人身の解放をわが国に義務づけたのである。

日本国憲法前文は、こうしたわが国の責務を明瞭にしたものである。とくに「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としている点に明瞭にあらわれている。こうした前文の歴史的意味から、つぎのような具体的な規範的要請が求められているとみるべきである。

#### (1) 侵略戦争の排除への決意

アジア・太平洋戦争がいかなる戦争であったか、日本国民はもとよりアジアの人々にどのような苦しみをもたらしたかを明らかな事実として認識し、その原因を分析し、罪をあがなう責任を果たす決意を必然的にともなうものである。

#### (2) 戦後補償立法の定立

さらに憲法前文は、「専制と隷従、圧迫と偏狭」の排除をうたっている。多民族の植民地支配やカイロ宣言にいう「朝鮮人民の奴隷状態」をはじめ、中国（台湾）、その他のアジアの人々の奴隷的強制や専制的支配への反省は、過去の犠牲者への謝罪と補償を当然行うべきことを要請しているとみるべきである。そのことは、「戦争の惨禍」がもたらした過去のすべての損害

にたいし、補償を誠実に行うことであり、国会はこの前文の具体的規範により補償立法の責務を負っていると考えられる<sup>30)</sup>。

#### 4. 結 論

以上、台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件を素材として、わが国の戦後補償の問題とそれについての憲法論についての試論を、戦後責任という視点から述べてきた。戦後補償問題は、植民地支配およびそれに続く戦争による被害者に対する「謝罪」と「償い」の問題を、法的に（特に憲法的に）どのように具体化するかという問題である。

しかし、その際見落とされてはならないことがある。

ひとつは、この戦後補償問題が、「過去」の問題ではないという点である。時として、戦後補償の問題は過去の問題であり、戦後世代には責任がないのだという論調を耳にする。しかしこの問題は、現在の日本人に突きつけられている問題であり、現在われわれが戦争責任とそれに続く戦後責任の問題をどのように解決すべきかということを問うているのである。そのことは将来的にアジアの人々とどのように関わっていくかという問題に密接に関わってくる、きわめて現代的な問題なのである。

もうひとつは、戦後補償の問題が、法技術的な解釈論で事足りるとされてはならないということである。この問題の解決は、「過去の克服」であると同時に、あるべき未来像の提示であらねばならない。それは、過去の反省と償いを通じ、各国および各民族の個人レベルでの信頼関係を作り上げることに繋がっていくものとする。こうした信頼関係の構築こそ、将来のアジアの恒久平和と相互の繁栄の基本条件となると思うからである。

#### 注)

1) 戦後補償問題の全体像と論点を知るために、内海愛子・越田稜・田中宏・飛田雄一監修『ハンドブック戦後補償』（梨の木舎、東京、1992年）、朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』（朝日新聞社、東京、1994年）を参照。

2) とはいえ、昭和天皇の死により、昭和天皇の戦争責任が消滅したわけでは決してない。サンフランシスコ講和条約には天皇についての言及がなく、東京裁判でもアメリカの対日占領政策および東西冷戦の影響という政治的理由から、検察官が訴追しなかっただけであり、「天皇の戦争責任の問題は、法的にも現在にいたるまで未決着のまま残されているということができ」、「むしろ天皇の死去前後に、昭和天皇の戦争責任があらためて噴出したのは、この問題が未決の課題として残されていたためであった。」（荒井信一『戦争責任論』

(岩波書店、東京、1995年、152頁。)この意味で、戦後補償問題の解決のためには、天皇の戦争責任の問題が前提として明らかにされなければならないと思う。

- 3) 台湾の歴史全般について、喜安幸夫『台湾の歴史』(原書店、東京、1997年)、殷允芃・(丸山勝訳)『台湾の歴史』(藤原書店、東京、1996年)を参照。また台湾の歴史、社会、政治、文化などの全般的理解のために、戴國輝編『もっと知りたい台湾』(弘文堂、東京、1986年)参照。また戦時中の日本による徴兵制度と皇民化政策に実態について加藤邦彦『一視同仁の果てー台湾人元軍属の境涯』(劉草書房、東京、1979年)参照。なお最後の文献は、本稿で取り扱う台湾人元日本兵戦死傷補償事件の原告の境涯についての詳細なポルターージュである。
- 4) 許介麟編『証言霧社事件』(草風館、東京、1985年)146-147頁。
- 5) 台湾における皇民化政策について、林景明『日本統治下の「皇民化」教育』(高文研、東京、1997年)参照。
- 6) 東京地裁昭和57年2月26日判決、判例時報1032号(1982年4月21日号)31頁以下。
- 7) 東京高裁昭和60年8月26日判決、判例時報1163号(1985年11月1日号)41頁以下。
- 8) 最高裁平成4年4月28日第三小法廷判決、判例時報1422号(1992年8月11日号)91頁以下。
- 9) この裁判の判決に関する評釈として、以下のものを参照。第一審判決については、萩野芳夫「台湾人元日本兵の補償請求事件をめぐる」ジュリスト778号(1982年11月15日号)55頁以下、戸波江二「台湾人元日本兵・軍属の戦死傷について国家補償が認められなかった事例」判例時報1091号(1983年12月1日号)180頁以下、今井威「台湾人元日本兵・軍属の戦死傷について国家補償が認められなかった事例」西南学院大学法学論集15巻4号(1983年3月)167頁以下、鴨野幸雄「台湾人元日本兵への補償の要否」法学セミナー337号(1983年3月号)34頁、第二審判決について、江橋崇「台湾人軍人軍属の戦死傷と国家補償」ジュリスト847号(1985年11月1日号)45頁以下、古川純「平等原則違反の救済と立法不作為の違憲確認訴訟のあり方ー台湾人元日本兵士訴訟」法学教室64号(1986年1月号)74頁以下、内野正幸「台湾人元日本軍人・軍属の戦死傷につき損失補償の請求および立法不作為違憲確認訴訟が認められなかった事例」自治研究62巻11号(1986年)123頁以下、須藤典明「台湾人である旧日本軍人・軍属に対する日本国の責任」行政判例研究会編『昭和60年行政関係判例解説』(ぎょうせい、東京、1987年)598頁以下、最高裁判決について、金東勲「台湾人元日本兵補償請求事件」ジュリスト1024号・平成4年度重要判例解説(1993年6月10日臨時増刊号)273頁以下を、それぞれ参照。
- 10) 恩給法・援護法の制定と法理について、田中宏「日本の戦後補償と歴史認識」粟屋憲太

郎・田中宏・三島憲一・広渡清吾・望田幸男・山口定『戦争責任・戦後責任』（朝日新聞社、東京、1994年）23-48頁に詳しい。

- 11) 本件における立法不作為にもとづく違憲確認については、学説でも支持されているが、具体的救済方法については、給付判決を下すことが認められるとする考え方（古川・前掲評釈75頁）と補償の内容が一義的に決められず給付判決は難しいとする考え方（今井・前掲評釈181頁、戸波・前掲評釈185頁）、に分かれている。
- 12) 新美隆「セネガル人元兵士に対する戦後補償」内海ほか監修・前掲『ハンドブック戦後補償』190-191頁。
- 13) さらに恩給法・援護法の給付の性質を、社会保障法の一つとみるか国家補償法の性格を有するものとみるかという問題があるが、両者ともに戦死傷者および遺族の社会保障法的側面と国家補償法的側面を併有するものであるが、過去の損害に対する国家補償的性質を内包する以上、その給付に内外人に差異をもうけるべきではないとする見方が妥当であろう（戸波・前掲評釈183頁、内野・前掲評釈127頁）。
- 14) 古川純「憲法と戦後補償—個人補償の実現を求めて—」専修大学法学研究所紀要20『公法の諸問題IV』（1995年）51頁。
- 15) 田中宏・前掲書48頁。
- 16) 高木健一『戦後補償の論理』（れんが書房新社、東京、1994年）53頁。
- 17) 以下の私見は、おもに高木健一・前掲書とともに、同「戦後補償と憲法」全国憲法研究会編・憲法問題4（1993年）45頁以下に着想をえたものである。
- 18) 古川純・前掲「憲法と戦後補償」54-55頁。山内敏弘・古川純『憲法の現況と展望』（新版、北樹出版、東京、1996年）36-37頁。